

(様式 1 : 参考人による事前意見書)

資源管理手法検討部会に係る参考人による事前意見書

1. 対象となる水産資源

ソウハチ北海道北部系群

2. 参考人

氏 名	茂木 隆文
所属又は職業等	東しゃこたん漁業協同組合 代表理事組合長

3. 御意見等

(1) 全体に関する御意見 (本資源全般に係る御意見があれば、御記載ください。)

ソウハチについては、沿岸の漁獲は減ってるが資源が減少しているという認識はない。

ソウハチは主に一夜干しの原料となるが、ここ数年、加工場の減少や価格安が続いており、漁業者が商売にならないため獲らなくなったことも漁獲量の減少要因としてあげられる。漁業者は少しでも値段のいいヒラメやクロガレイ・アサバガレイを獲っている現状にあり、ソウハチの水揚げがないからといって一概に資源が減少しているとは言えないし、資源評価結果でも資源状況は非常に良い。

それは、上記の獲り控えに加え、これまで我々漁業者が実施してきた全長規制による若齢魚保護の取り組みによる効果が大きいと認識しており、獲り控えが行われていて資源水準が極めて良好な資源に数量管理を導入するメリットが見当たらないので、納得できる説明を求める。

(2) 各論に関する御意見 (各項目に係る御意見があれば、御記載ください。)

① 検討の対象となる水産資源の漁獲報告の収集体制の確認

後志地区について、漁獲量は漁法ごとに収集されている。

② 資源評価結果に基づく資源管理目標の導入に当たって考慮すべき事項

目標水準は妥当なのか。

資源が高水準で維持されているソウハチについて、数量管理に取り組む意義について、漁業者が理解できるよう説明してほしい。

③ 検討すべき漁獲シナリオの選択肢、漁獲シナリオを採択する際の注意事項

今よりもっと獲って親魚量を減らせと言うように見えるが、これまでの管理の成果が一気に崩れるのではないか。

④ 数量管理を導入・実施する上での課題及びそれら課題への対応方向

実績に基づく配分は沿岸、沖合の余計な軋轢を生むこととなるので、沖合、沿岸の配分は確認書等に基づきやるべき。

⑤ 数量管理以外の資源管理措置の内容（体長制限、禁漁期間等）

資源管理協定により全長規制を実施。
操業期間や漁具に制限があることに加え、近年は魚価安により出漁が減少している。

⑥ 予め意見を聞くべき地域、漁業種類、関係者等の検討

ホッケ、エビ、スケトウダラ、マダラも含む底魚を漁獲する全ての漁業関係者

⑦ ステークホルダー会合で特に説明すべき重要事項

浜の現状をしっかりと聞き入れ、TACにより操業停止にならない、管理の柔軟性に関する具体的な方策について提案いただきたい。

⑧ 管理対象とする範囲（大臣管理区分、都道府県とその漁業種類）

ソウハチを採捕する全ての漁業者。

(3) その他（御質問等があれば、御記載ください。）

遊漁による採捕をどう扱うのか。

(様式1：参考人による事前意見書)

資源管理手法検討部会に係る参考人による事前意見書

1. 対象となる水産資源

ソウハチ北海道北部系群

2. 参考人

氏名	蝦名 修
所属又は職業等	北るもい漁業協同組合 専務理事

3. 御意見等

(1) 全体に関する御意見（本資源全般に係る御意見があれば、御記載ください。）

留萌管内では、ソウハチはえびこぎ網、マガレイは刺し網による漁獲が多くこれまで地域の重要な資源であったが、近年は魚価安で漁獲努力量が大幅に減少している。また、資源管理協定による全長規制や刺し網の網目規制等により、近年資源水準は良好な状態を保っており、数量管理の必要性、実効性には疑問を抱かざるを得ない。マダラの時にも言及したが、資源管理を重要視するあまりに本来の漁業経営に不安を募らせる施策は本末転倒である。安価のため休漁せざるを得ない状況を、さらにもっと獲れという提案自体が実態を理解しているのか甚だ疑問を抱いてる。そうなれば当然価格はさらに下がる悪循環である。そもそも資源管理は、漁業経営と資源維持は両輪でなくては意味がない。それ自体が漁業者に理解されない最大の原因である。現在の地方の水産加工業者の收容規模や処理能力、流通能力はどの程度か、資金不足、従業員不足などの構造的な問題は解決できるのか。資源管理目標に価格と消費の見通しなどをどう反映するか、漁獲から販売生産までを総合的に生業とする漁業と資源管理が連携を維持できるシナリオでなければ最終目標は達成されないものと感じており、水産庁長官もしっかり漁業者の理解を得て進めることを国会答弁で回答しているところ。

(2) 各論に関する御意見（各項目に関係する御意見があれば、御記載ください。）

① 検討の対象となる水産資源の漁獲報告の収集体制の確認

漁獲量は漁法ごとに収集されている。

② 資源評価結果に基づく資源管理目標の導入に当たって考慮すべき事項

1C系評価の目標水準は妥当なのか。マガレイと同様の意見だが、1994年から全長規制に取り組んだことにより、過去最低の資源量が2,400トンを下回ることなく維持しているだけなのに、限界管理基準値として設定することは理解できない。目標管理基準値3,000トンと限界管理基準値2,400トンが近すぎることで、シナリオ選択に余計な足枷がかけられることを懸念。さらに、不確実性の大きい評価結果では、簡単に限界管理基準値を下回る可能性があり、それにも関わらず下回ったからと資源再建計画を立てるのは全く理解できない。年齢組成が把握できない魚種の成長過程を考慮せず資源量を評価するにはさらに不確実性の幅を大きくしているのではないか。

これだけ適正な管理が行われて資源が高水準で維持されているソウハチについて、数量管理に取り組む意義について、漁業者だけではなく、流通業者も含めて関係者が理解できるような説明が必要。

また、目標管理基準値の設定は、市場価値や流通状況を加味したうえで設定してほしい。

③ 検討すべき漁獲シナリオの選択肢、漁獲シナリオを採択する際の注意事項

マガレイと同様の意見だが、シナリオ選択にあたり、提案されているシナリオは余剰生産量が多くなるよう今よりもっと獲って親魚量を減らせと言うように見えるが、それは資源管理なのか。他方、1C系の場合は今後の資源の将来予測は不確実性が非常に大きいと認識しているが、1C系では単純に将来予測の中央値で β をかけたTAC設定ではなく、幅を持ってTACを決定できるような柔軟性を持ったシナリオを検討すべき。

また、ステークホルダーが市場価値や流通状況を加味したうえで議論できるようにするためにも、柔軟性を持たせることは重要。

④ 数量管理を導入・実施する上での課題及びそれら課題への対応方向

TAC導入が見込まれると、沿岸、沖合共に配分のシェア確保に走り予期せぬ漁獲圧の高まりが起こることを恐れている。シェアによる沖合、沿岸の配分は絶対にやめてもらいたい。

沖合、沿岸が協調して全長制限に取り組んできた成果によって資源は良好な水準を保っているため、例えば沖合と沿岸の配分をしない総量管理など、これまでにない管理の導入を検討願いたい。

併せて、沿岸による漁獲が多いマガレイと、沖底による漁獲が多いソウハチを、まとめて管理した場合の試算も事前に行ってほしい。

⑤ 数量管理以外の資源管理措置の内容（体長制限、禁漁期間等）

海洋水産資源開発促進法に基づく資源管理協定により、沿岸、沖合が協調して全長18cm規制を実施。

現状の漁獲努力量では全長規制を撤廃しなければMSYを達成する漁獲圧に届かない。

⑥ 予め意見を聞くべき地域、漁業種類、関係者等の検討

全ての漁業関係者、水産加工業者

⑦ ステークホルダー会合で特に説明すべき重要事項

マダラの時と同様、TACありきの議論ではないこと、漁業者のためになる資源管理であること、漁業経営を考えた施策であることが説明すべき重要な課題と考える。目標管理基準や漁獲シナリオのみの議論だけでは会合では理解されない

また、ステークホルダー会合において漁業者等から提案があったことは必ず検討いただくようお願いしたい。

⑧ 管理対象とする範囲（大臣管理区分、都道府県とその漁業種類）

ソウハチを採捕する全ての漁業者。

なお、系群の定義をしっかりと説明するとともに系群と管理範囲の設定の仕方については、漁業の実態に即したものとすること。

系群の端に位置する地区の沿岸漁業では、管理の対象となる地区とならない地区が出てくる。不公平感が出ないように対策が不可欠。

(3) その他（御質問等があれば、御記載ください。）

一部の魚種がMSYを実現する資源量（ B_{msy} ）を超えている場合に他魚種の成長速度や再生産等にどのような影響があるのか。

魚価安や漁業者の減少で近年刺し網では積極的に獲りにくい資源ではあるものの、ソウハチやマガレイは地域漁村維持の観点から重要な資源であることは言うまでもなく、価格対策はもちろんのこと、併せてうまく利用できる体制を構築することで持続可能な産業となり得るので、例えば沿岸漁業でも刺し網以外で獲れる漁法（小底など）の検討も必要ではないか。

(様式 1 : 参考人による事前意見書)

資源管理手法検討部会に係る参考人による事前意見書

1. 対象となる水産資源

ソウハチ北海道北部系群

2. 参考人

氏名	板谷 和彦
所属又は職業等	北海道立総合研究機構 函館水産試験場

3. 御意見等

(1) 全体に関する御意見 (本資源全般に係る御意見があれば、御記載ください。)

・私は 15 年ほど前に本資源のモニタリングを担当し、資源の利用実態についても分析したことがある。その視点から意見する。

・本資源は 1994 年に漁業者間による資源管理協定が結ばれるまで、成熟前の若齢から漁獲する成長乱獲の状態であった。資源管理協定以降は漁獲サイズ制限による小型魚の保護が進んだ。一方で、魚価単価の下落も大きく、これに対応すべく漁獲サイズのさらなる大型化が進み、資源や親魚量は中～高い水準で安定してきたと考えられる。一方で、漁獲量は顕著な増加は見られないが、これには資源の利用実態 (成長の雌雄差による漁獲物の雌雄比の変化) を理解する必要がある。今後、新たな管理を進めるにあたっては、資源をどのように利用し、どのような状態を目標とするのか、関係する SH へ十分に説明して決める必要がある。

・資源の利用実態については、参考資料として下記を添付する。

○板谷和彦：北海道周辺海域のカレイ類資源とソウハチの漁獲サイズの変化と資源状態。日本沿岸域における漁業資源の動向と漁業管理体制の実態調査。東京水産振興会。2013；129-138。
<https://lib.suisan-shinkou.or.jp/shiryokan/reports/gyogyo-shigen-2012.html>

(2) 各論に関する御意見 (各項目に関係する御意見があれば、御記載ください。)

① 検討の対象となる水産資源の漁獲報告の収集体制の確認

特になし

② 資源評価結果に基づく資源管理目標の導入に当たって考慮すべき事項

過去から現在まで利用実態が大きく変化している。このような資源に対し数量目標を設定する利点は何か。漁獲数量の最大化はなぜ必須なのか。これらを資源を利用する SH へ十分に理解させることが、漁獲シナリオ検討の前に必要である。

③ 検討すべき漁獲シナリオの選択肢、漁獲シナリオを採択する際の注意事項

はじめて開発した評価手法 1C 系では、まだまだ分からないことも多い。算定規則により導いた資源量を単年で調節（減らす）する漁獲シナリオだけではなく、複数年かけて最適な資源量へ調整する、あるいは当面は ABC を固定した漁獲シナリオなども選択肢として検討しておいたほうが良い。

④ 数量管理を導入・実施する上での課題及びそれら課題への対応方向

③に関連して、1C 系による数量管理はこれまでに実例が無いことから、数量管理だけで無く、これまでのサイズ制限を基とした管理協定の遵守は重要と考える。

⑤ 数量管理以外の資源管理措置の内容（体長制限、禁漁期間等）

これまでどおり、沖底漁業者と沿岸漁業者の資源管理協定による未成魚保護の措置（体長制限（体長 15cm）および漁場移動措置）の維持。

⑥ 予め意見を聞くべき地域、漁業種類、関係者等の検討

まとまった漁獲量のある、沖底漁業者および刺し網を主体とした沿岸漁業者。また、ソウハチの利用実態の変化に精通した識者および加工業者。

⑦ ステークホルダー会合で特に説明すべき重要事項

算定された ABC は雌雄や漁獲可能サイズ以上すべて合わせた資源量に基づいていること、これは現状の漁獲・利用状況と異なることを広く説明することが重要である。

⑧ 管理対象とする範囲（大臣管理区分、都道府県とその漁業種類）

とくに意見無し

(3) その他（御質問等があれば、御記載ください。）

・現状の漁獲量以上の ABC を提示する場合、漁獲実績との乖離について十分な説明が必要である。
・当初、説明されていたカレイ類の複数種管理ではなく、単一系群として評価、数量管理の運用を進める理由は何でしょうか。

(様式 1 : 参考人による事前意見書)

資源管理手法検討部会に係る参考人による事前意見書

1. 対象となる水産資源

ソウハチ北海道北部系群

2. 参考人

氏名	伊藤 保夫
所属又は職業等	小樽機船漁業協同組合 組合長

3. 御意見等

(1) 全体に関する御意見 (本資源全般に係る御意見があれば、御記載ください。)

北海道北部日本海のソウハチの生態調査はまだ始まったばかりであり、産卵場所や回遊経路、ましては、時期毎における生息水深なども調査船での調査をしていない。ソウハチに関しては、深いところで約 200m から浅いところまで広く分布しておりスケトウダラ操業、ホッケ操業にも時期により混獲が多くなることもある。

スケトウダラやホッケと同一の餌捕食と考えられることから、沖合底曳の漁法として混獲は避けられない。

又、以前から水揚げ数量を制限して価格安定に努めていたが、現状では需要が落ち込み、価格が下落し制限を強化している。ホッケ同様魚群探知機に反応しづらく、大量にソウハチが混獲された場合に仕方なく漁場移動をすることになるが、避けるのは難しい。

漁獲量の落ち込みは資源悪化ではなく漁獲を制限しているからであり、沖底だけの資源評価基礎で TAC を決めるのは疑問である。標準 CPU E についてもスケトウダラ、マタラ操業を沖合で操業した後、移動して水深の比較的浅い所で操業を行う場合が多くあり、資源評価の増減の値には信用性に欠けて疑問が残る。

一魚種の為に漁場移動するのでは窮屈な操業となるので、生産向上に繋がらず、経営の悪化とになりかねない。カレイに関してもロシアとのまたがり資源とも考えられる。

漁業者が納得する資源評価がされるまで急がずに、又、単一魚種だけではなく TAC 管理しようとする他魚種を含めた全体の研究も考慮に入れ時間をかけて検討願いたい。

(2) 各論に関する御意見 (各項目に関係する御意見があれば、御記載ください。)

① 検討の対象となる水産資源の漁獲報告の収集体制の確認

漁獲報告について、箱数換算で収集体制が取られている。

② 資源評価結果に基づく資源管理目標の導入に当たって考慮すべき事項

資源評価の精度の向上を優先すべき。評価結果が漁業現場で理解を得られる状況になってからの試算とすべき。2系ルールによる評価では資源管理目標の信頼性が欠ける。

③ 検討すべき漁獲シナリオの選択肢、漁獲シナリオを採択する際の注意事項

④ 数量管理を導入・実施する上での課題及びそれら課題への対応方向

漁獲制限まで実施している魚種を数量管理する意義が不明。

⑤ 数量管理以外の資源管理措置の内容（体長制限、禁漁期間等）

6月16日から9月15日まで3か月休漁
資源管理協定により全長18cm（体長15cm）未満の漁獲制限

⑥ 予め意見を聞くべき地域、漁業種類、関係者等の検討

関係する漁業者全てからの意見を聞くべき。

⑦ ステークホルダー会合で特に説明すべき重要事項

⑧ 管理対象とする範囲（大臣管理区分、都道府県とその漁業種類）

ソウハチを漁獲している全ての漁業種類

(3) その他（御質問等があれば、御記載ください。）

(様式1：参考人による事前意見書)

資源管理手法検討部会に係る参考人による事前意見書

1. 対象となる水産資源

ソウハチ北海道北部系群

2. 参考人

氏名	風無 成一
所属又は職業等	稚内機船漁業協同組合 代表理事組合長

3. 御意見等

(1) 全体に関する御意見（本資源全般に係る御意見があれば、御記載ください。）

再三申し上げているが、漁法が沖合底びき網漁業であり、全魚種が混獲である。
この部会の最終地点がTAC魚種として管理することを定義とするのであれば、魚種毎の管理手法を検討する前に、対象魚種全てがTAC魚種となる事を前提にどのように管理をして行くのかを先に示されない限り、この部会の協議に入るべきではないと思料する。
もし、それでも、この検討部会を進めるのであれば、漁業者の理解なしにTAC魚種とはしないとの確約を公約して進める事を強く申し入れる。

(2) 各論に関する御意見（各項目に係る御意見があれば、御記載ください。）

① 検討の対象となる水産資源の漁獲報告の収集体制の確認

漁獲報告について、1尾毎の重量計算はされていない。
入れ目に船毎で違いがあるが、魚函は15Kg、発泡は5Kgと8Kgで計算している。
尚、バラ積みは、スケール計量され、水引きする。※時期によっては、数千キロ単位での漁獲が一度にあり、選別困難なケースもある。

② 資源評価結果に基づく資源管理目標の導入に当たって考慮すべき事項

カレイ類の魚価が上向かず、目標値を設定しても、漁獲を敬遠する傾向の現下、管理目標を立てる必要性が疑問。
それ以外に、管理目標が立てられ、目標が達成されない場合に漁獲を強いられるのではないかと懸念あり。

③ 検討すべき漁獲シナリオの選択肢、漁獲シナリオを採択する際の注意事項

漁獲シナリオが採択されても、TAC対象魚種とするかは、別件との位置付けで進めて貰いたい。

④ 数量管理を導入・実施する上での課題及びそれら課題への対応方向

現状の数量管理以上の精度を求められたら、計量する上での設備投資、人件費が重くのし掛かる。

⑤ 数量管理以外の資源管理措置の内容（体長制限、禁漁期間等）

体長制限は、現行の北海道資源管理協定基準を継続。
研究機関の提言により、禁漁期間の設定が必要となれば従うが、先にも述べたように、混獲魚種であり、禁漁期間、指定された海域での操業は全面禁漁としなければならない。
日本海では3か月間は休漁。

⑥ 予め意見を聞くべき地域、漁業種類、関係者等の検討

承認を受けている漁業種類において、対象魚種以外にカレイ類が混獲される、網に掛かる漁業者の意見

⑦ ステークホルダー会合で特に説明すべき重要事項

資源評価、漁業管理、それを行う漁業者の納得のこれらが一体となり成就しない限り進るべきではない。

⑧ 管理対象とする範囲（大臣管理区分、都道府県とその漁業種類）

カレイを漁獲している全ての漁業種類

(3) その他（御質問等があれば、御記載ください。）

(様式 1 : 参考人による事前意見書)

資源管理手法検討部会に係る参考人による事前意見書

1. 対象となる水産資源

ソウハチ北海道北部系群

2. 参考人

氏名	柳川 延之
所属又は職業等	北海道機船漁業協同組合連合会 代表理事専務

3. 御意見等

(1) 全体に関する御意見（本資源全般に係る御意見があれば、御記載ください。）

本資源について、沖合底びき網漁業では専獲する資源ではなく、近年では消費ニーズも少なく、魚価も減少傾向にある。

従って、水揚げしても仲買人からも積極的な対応がされない場合も出ており、水揚げを制限することもある。

そのような状況で資源評価については、研究機関における調査船調査ではなく、漁業による漁獲量だけから行われているにも関わらず、沿岸漁業の漁獲努力量が把握されておらず、漁獲努力量として沖合底びき網漁業のデータを使用して、2022年度から始められたプロダクションモデルにより評価がされているが、報告書に書かれている通り、手法の改善と精査を継続的に行う必要性にも言及されており、その信ぴょう性については疑問を持たざるを得ない。

また、本資源は平成6年から沖合底びき網漁業者と沿岸漁業者との間で資源管理協定を締結し、未成魚保護に対する漁獲制限を実施していて、資源管理がされていると考えられ、改めて数量管理を実施することの意義の説明を丁寧にした欲しい。

先日開催された資源評価結果説明会でも発言させていただいたが、本資源は現状の漁獲圧で今後10年漁獲しても、出されている目標管理数値を100%クリアされるとされていて、このような資源を無理くり数量管理する必要があるのか、全く意味が分からない。

(2) 各論に関する御意見（各項目に関係する御意見があれば、御記載ください。）

① 検討の対象となる水産資源の漁獲報告の収集体制の確認

漁獲報告について、箱数換算で収集体制が取られている。

② 資源評価結果に基づく資源管理目標の導入に当たって考慮すべき事項

資源評価の精度の向上を優先すべき。評価結果が漁業現場で理解を得られる状況になってからの試算とすべき。2系ルールから無理くり余剰生産モデルを使って1系ルールに見せかけている評価では資源管理目標の信頼性が欠ける。

- ③ 検討すべき漁獲シナリオの選択肢、漁獲シナリオを採択する際の注意事項

--

- ④ 数量管理を導入・実施する上での課題及びそれら課題への対応方向

漁獲制限まで実施している魚種を数量管理する意義が不明。

- ⑤ 数量管理以外の資源管理措置の内容（体長制限、禁漁期間等）

日本海では6月16日から9月15日まで3か月休漁
資源管理協定により全長18cm（体長15cm）未満の漁獲制限

- ⑥ 予め意見を聞くべき地域、漁業種類、関係者等の検討

関係する漁業者全てからの意見を聞くべき。

- ⑦ ステークホルダー会合で特に説明すべき重要事項

--

- ⑧ 管理対象とする範囲（大臣管理区分、都道府県とその漁業種類）

ソウハチを漁獲している全ての漁業種類

- (3) その他（御質問等があれば、御記載ください。）

--

(様式1：参考人による事前意見書)

資源管理手法検討部会に係る参考人による事前意見書

1. 対象となる水産資源

ソウハチ北海道北部系群

2. 参考人

氏名	富岡 啓二
所属又は職業等	一般社団法人全国底曳網漁業連合会 会長理事

3. 御意見等

(1) 全体に関する御意見（本資源全般に係る御意見があれば、御記載ください。）

- 1 当該資源の資源評価結果から高い資源量、低い漁獲圧という安定した状態が長年続いている中、また当該資源の漁獲量は我が国の総漁獲量の0.05%程度と極めて小さい中で、今般、ソウハチ北海道北部系群に数量管理を導入する必要性、必然性について丁寧に説明する必要がある。
- 2 沖合底びき網漁業では多くの場合複合的に漁獲していることから、数量管理となった場合、複合的漁獲による数量超過を避けるため、操業を控えざる得ない等支障が出るのが想定されることから、水産基本計画に明記されている混獲はもとより数量管理を適切に運用するための具体的方策を示していただきたい。
- 3 スケジュールありきではなく、上記について漁業者にしっかり説明し納得を得てから具体的な議論に入るべきではないか。

(2) 各論に関する御意見（各項目に関係する御意見があれば、御記載ください。）

① 検討の対象となる水産資源の漁獲報告の収集体制の確認

② 資源評価結果に基づく資源管理目標の導入に当たって考慮すべき事項

③ 検討すべき漁獲シナリオの選択肢、漁獲シナリオを採択する際の注意事項

④ 数量管理を導入・実施する上での課題及びそれら課題への対応方向

前提として、この資源での数量管理の必要性について、関係者の意識の醸成を図ることが必須。

⑤ 数量管理以外の資源管理措置の内容（体長制限、禁漁期間等）

沖合底びき網漁業においては6月16日～9月15日が禁漁となっている他、未成魚保護を目的とした全長18cm（体長15cm）未満に対する漁獲制限を実施。

⑥ 予め意見を聞くべき地域、漁業種類、関係者等の検討

北海道日本海側（小樽、稚内）、オホーツク海側（枝幸、紋別、網走）における沖合底びき網漁業者は勿論のこと、当該資源は沿岸漁業においても利用されている資源であることから他の関係する漁業者、所属漁協、市場、流通関係者。

⑦ ステークホルダー会合で特に説明すべき重要事項

上記（1）のとおり。
また、水産庁からはTACの導入に際してステップアップ方式を導入したい旨最近説明されているが、仮に導入する場合はこういった試行の段階を入れながら進める方法には賛成するものの、対象魚種の特性、利用実態等により様々な課題が想定されるので、この試行の期間については前記の課題を踏まえて設定すべきではないか。

⑧ 管理対象とする範囲（大臣管理区分、都道府県とその漁業種類）

資源を利用している漁業者間に不公平感が生じないようにすること。

(3) その他（御質問等があれば、御記載ください。）

--